

平成 25 年 10 月 29 日

武雄市教育委員会 様

武雄市図書館・歴史資料館を学習する市民の会（以下「会」）

武雄芳輔 井上一夫

公開質問状の回答への意見書（1）

平成 25 年 10 月 15 日、武雄市教育委員長・教育長宛に提出した公開質問状に対し、平成 25 年 10 月 21 日、両長からご回答をいただきました。迅速なご回答いただいたことについて、心から感謝いたします。

その内容について、会の質問が不十分でご理解いただけなかった部分もあるのではないかとこの反省から、あらためて意見書にまとめ提出させていただきます。この意見書については、防災に関する事でもあり、早急に提出させていただきましたが、他の回答についても逐次意見書を提出させていただきます。

この意見書を、今後の図書館・歴史資料館の運営に、反映させていただくことを切望します。

※この意見書は会のホームページに公開します。 <http://takeolib.sblo.jp/>

1 公共建築として利用者安全等の問題について

「避難については職員の誘導による」という人的という職員によるソフト的な対応をとられるとの回答ですが、私たちは建物・ハードについて懸念しています。非常災害時に人的対応のみに頼るのは非常に危険であり、利用者の安全が守られるかどうか不安を覚えます。

3.11 以降あらゆる災害に対して「想定内に置く」ことが、行政のスタンダードになりました。さらに、公助・共助・自助について、行政側から市民に自立が求められています。これは自然災害などの場合、公助が現場に届くのは 3 日の時間が必要だからです。その間は、自助を主に共助で切り抜けるしかありません。このようにあらゆる災害について、自ら身を守ることができるようにすることが時代の要請であると思っています。私たちは、出来る限り公共に負担をかけないように、自助の方向で考えたいと思います。

2 階の閲覧バルコニーについて「会」は、当初からその危険を指摘してきました。そのことについて「会」の認識は以下の通りです。最悪の状態として、地震による火災発生時を想定してみたいと思います。施設改修後、新たに火器使用するエリアが出来たことにより、火元はスタバ付近と仮定します。発生した煙は建物の内部空間の形状から、2 階バルコニー付近に充満します（煙だまりになる可能性が強い）。

その状況で、2 階の閲覧者は以下の危険にさらされます。先ずエレベーターが止まり（閉

じ込めを想定し止めます)、一か所の階段に両方向から避難者が集中します。(一部学習室バルコニーから屋外階段利用は可)

さらに、東側閲覧バルコニーは避難最大距離 30m 超えています。高い書架から書籍が落ちて避難路の障害になり、また直接傷害を与えることも想定しなければなりません。1階に書籍は落下しないとありますが、それを止める手摺りは 1.1m で法的に最低減の高さしかありません。地震の繰り返しエネルギーが加わった時に、飛び出しガードはあったにしても最悪の状況を考えるべきと思います。

1階にたどり着いても、そこからは狭い迷路状況のルートをとることになります。その時1階は既に、スタバからの火が廻っているかもしれません。

このような状況の中で、スタッフの方たちの誘導というソフト面の対応のみで、利用者を安全に避難させることが可能でしょうか。

利用者には、子どもたちも、赤ちゃんを連れの方、お年寄りの方もいます。あくまでも、分かりやすい避難ルートを設定し、自助で避難できる施設整備をお願いします。

これだけ入館者の多い施設であり、建築防災専門家の全館防災診断によるハード（施設）ソフト（人的）両面からの総合防災をお願いします。

2階閲覧バルコニー 30m の限界領域の処理については、土木事務所建築主事の性能検査を受け、その判断により必要であれば「仕切り」を設けるなど、より安全な方法をご検討ください。

(追記)

福岡における病院火災に見られるように、法的にクリアしていても防火戸の周りに物が置いてある、防災機器のメンテナンスが不十分など、防災マネジメントの不備が指摘されています。

職員のみなさんは、館内の防火区画がどのように計画されているか、どの扉が防火戸であるか・ないか、その学習は十分であると思います。が、それがあつたとしても非常災害時に、迷路状況の中で人的誘導を主に災害対応するのは無理ではないでしょうか。

建築基準法も消防法も、最低基準しか定めていません。それも建物自体の規制であり、その中がどのように使われるかなど、その安全管理は施設側で総合的に考えることが必要と思われれます。今回のように、可燃物である書架や書籍が大量に置かれている場合、さらに別用途である商業施設の奥に公共施設があるような場合は、その施設の全体的な機能より利用者安全の方に十分に配慮することが公共の役目と思われれます。

どうぞ、利用者安全を第一に、ご検討いただくことよろしくお願いいたします。

以上